

富保高発第 897 号
平成 30 年 10 月 31 日

指定居宅介護支援事業所 様
富士市地域包括支援センター 様

富士市保健部高齢者支援課
課長 今村大延

『ケアマネジメント連絡票』について（お願い）

日頃より、本市の介護保険事業、高齢者福祉事業にご協力いただきありがとうございます。

今月初旬には、貴事業所で使用している『ケアマネジメント連絡票』をご提供いただきありがとうございました。居宅介護支援事業所、地域包括支援センター合わせて 81 事業所のうち、26 事業所から、現在使用している様式をご提供いただきました。

本市では、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療・介護連携推進事業を進めております。

この事業において、平成 27 年度に「在宅医療と介護の連携体制推進会議」を設置し、富士市医師会や富士市介護支援専門員連絡協議会をはじめとする関係団体から委員を選出していただき、「地域の医療・介護の資源の把握」や「医療・介護関係者の情報共有の支援」などについて、議論を重ねております。

市内で活用されている『ケアマネジメント連絡票』につきましては、ケアマネジャーが利用者の主治医とアポイントメントをとるため、平成 21 年 10 月に富士市介護支援専門員連絡協議会が様式を作成され、富士市医師会に承諾を得たものとお聞きしております。

このたび、医療・介護の情報共有ツールの現状把握のため、現在使用されている『ケアマネジメント連絡票』の様式を確認させていただきましたところ、業務上必要となる情報を効率的に確認するために、時間の経過とともに様々な様式や名称に変化していることがわかりました。

当初の様式は、ケアマネジャーが主治医にアポイントメントをとることに特化したものでしたが、現在は、主治医に意見を記入していただくもの、署名をいただくものが多く見られます。

10月23日に開催された「富士市在宅医療と介護の連携体制推進会議」では、この『ケアマネジメント連絡票』を議題として審議させていただきました。
委員からは、「FAXのみを送って、医師の意見を知りたいというのは失礼ではないか。」
「元々はケアマネジャーが、医師に会うためのアポイントメントをとる目的のみだった。それが記録を残すため1人歩きしてしまった。」
「ケアマネジャーと患者さんが、事前に電話をくれれば医師は会う。患者さんがいない中で記入するのは難しい。」等のご意見をいただき、その結果、もう一度この『ケアマネジメント連絡票』の当初の目的に立ち返り、「当初の様式と同等のものを使用することが望ましい。」という会議としての結論となりました。

つきましては、富士市介護支援専門員連絡協議会が作成された様式について市からのお願いになりますが、『ケアマネジメント連絡票』を使用する場合は、当初の様式をご利用くださいますようお願いいたします。また電子データが必要な場合は、今回提供いたします電子データの様式をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、『ケアマネジメント連絡票』の使用にあたっては、個人情報第三者に漏れることのないよう、あらためて細心の注意を払っていただき、FAXにて送受信の際には、確実に相手先に受け取ってもらえるよう、以下の2点に留意していただきますようお願いいたします。

- ①送信先のFAX番号は2人以上で確認する。
- ②送信後直ちに確認していただくよう相手先に連絡を入れる。

以上につきまして、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

担当 富士市役所 保健部高齢者支援課 高齢者政策担当 佐野
電話番号 0545-55-2916